

仕 様 書

- 1 委託業務名
館内清掃業務委託
- 2 委託場所
草加市柿木町1105番地2
草加市障害福祉サービス事業所つばさの森
- 3 委託期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 支払方法
各業務完了後（毎月払い）
- 5 業務内容
 - (1) 清掃の内容 別紙清掃業務内訳表のとおり
 - (2) 定期清掃 指定日
 - (3) 作業期間 定期清掃 指定された時間内
- 6 館内清掃業務委託実施作業員（以下「作業員」という。）
 - (1) 作業員数 定期清掃 作業可能な人数
 - (2) 作業員控室 なし
 - (3) 服 装 作業員は受託者が定めた服装を着用し、胸部に名札を付けさせなければならない。
 - (4) 名簿の提出 定期清掃のみなので提出事項等は担当で決定する。
- 7 異常・事故の報告
作業員は、業務中に構造物や設備に異常を発見したとき、又は、事故が発生したときは、速やかに適切な措置を講じるとともに、担当職員に報告しなければならない。
- 8 負担区分
 - (1) 清掃用具及び材料 清掃業務に必要な清掃用具及び材料（ワックス等）は受託者の負担とする。
 - (2) 消耗品類 清掃業務に係る消耗品（ビニール袋等）は受託者負担とし、トイレトーパー及び洗面所用石鹼は委託者負担とする。また、これからの補充についての作業は受託者負担とする。
 - (3) 光熱水費 電気、水道等は委託者の負担とする。
- 9 契約の解除等
 - (1) 受託者が作業を不完全と認めたときは、やり直しをさせることができる。また、この指示に従わない場合は契約を解除することができる。
 - (2) 契約を履行することができないと受託者が認めたときは、契約を解除することができる。
- 10 この仕様書に定めのない事項については、甲・乙協議して決める。

清掃業務内訳表

清掃場所	面積 m ²	床面洗浄 回/年	ワックス 回/年	剥離 回/年	窓ガラス回/年
玄関・廊下・利用者トイレ	187.9	12	11	1	2
作業室 1	331.1	12	11	1	2
作業室 2	98.50	12	11	1	2
作業室 3	53.88	12	11	1	2
作業室 4					2
作業室 5	51.74	12	11	1	2
作業室 6	28.89	12	11	1	2
相談室	17.45	12	11	1	2
職員事務室	62.68	12	11	1	2
作業室 7					2
作業室 8	53.88	12	11	1	2
職員トイレ・湯沸室	18.47	12	11	1	2
利用者男女更衣室	26.46	12	11	1	2
職員更衣室	12.93	12	11	1	2
食堂	162.7	12	11	1	2
医務室	18.24	12	11	1	2
会議室	19.36	12	11	1	2
利用者男性更衣室	12.30	12	11	1	2
厨房事務室	11.19	12	11	1	2
検収室	6.58	12	11	1	2
前室	3.46	12	11	1	2
食品庫	5.41	12	11	1	2
厨房用トイレ	1.90	12	11	1	2
厨房内廊下	12.64	12	11	1	2

衛生陶器洗浄 月1回

場 所	小便器	大便器	洗面陶器
職員用男性トイレ	1箇所	1箇所	1箇所
職員用女性トイレ		1箇所	1箇所
利用者用男性トイレ	3箇所	2箇所	2箇所
利用者用女性トイレ		5箇所	3箇所
車いす用トイレ		1箇所	1箇所
厨房用トイレ		1箇所	1箇所
食堂手洗い場			3箇所
作業室2手洗い場			3箇所

11 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり、又は提供してはならない。
- (3) 事業団品質マネジメントシステム（ISO9001）の取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (5) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 31 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (6) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (ア) 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - (イ) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。